# 三和小中学校校舎新築工事 設計委託に係る公募型簡易プロポーザル 要求水準書

平成 29 年 12 月 教育委員会 学校支援課

# 目 次

1	要求水準書の位置付け	 1
2	整備の経緯	 1
3	整備の概要	 1
4	整備に関する条件等について	 2
5	整備予定地等について	 3
6	設計の基本要件	 5
7	その他要件等	 5

#### 1 要求水準書の位置付け

いわき市三和地区新校舎建設事業に係る公募型簡易プロポーザル要求水準書(以下「本書」という。)は、いわき市立三和小中学校新築工事における設計業務(以下「本設計業務」という。)に関していわき市が要求する水準を示し、公募型プロポーザルにおける提案に具体的な指針を与えるものである。

提案者は本書に規定されている事項(以下「要求水準」という。)を満たす限りにおいて、自由に提案を行うことができるものとするが、本書の最低限確保すべき水準を満たさない提案については失格とする。

#### 2 整備の経緯

三和地区においては、少子化の進行により学校が小規模化する中、地区との意見交換を重ねた結果、将来の地域を担う人材を育成するためには、子どもたちの教育環境の改善が必要であり、「この時期を逸することなく、一刻も早く地区内の子どもたちが集う環境を実現すべき」との強い意向から、平成27年4月から地区内の学校を小中学校とも1校ずつに再編したところである。

しかしながら、三和中学校校舎の老朽化対策及び三和小学校校舎が土砂災害特別警戒 区域に指定されている問題の改善、また、小中一貫教育による質の高い教育環境の向上 を目指すことは、学校統合前から地区としての強い要望でもあった。

これまで2度に渡り、地区から提出された要望書を検討及び精査した結果、以上の理由に加え、新校舎と三和支所を中心としたコミュニティの形成を行うことによる地域活性化を図る意味でも、支所周辺に小中一体型の校舎を建設することが必要であるとの見解に至ったことから新校舎建設事業を推進するものである。

#### 3 整備の概要

(1) 業務名

三和小中学校校舎新築工事設計委託

(2) 業務履行期間

契約日から平成 31 年 2 月 28 日まで

【参考:事業スケジュール(予定)】

- ① 校舎建設工事 平成30年度から平成32年度
- ② 供用開始 平成33年度
- (3) 業務内容

契約候補者は、本書の規定に基づき、次に示す設計業務等を行うものとする。

ア 現地調査

イに示す設計の実施にあたり、必要となる敷地等に関する調査

#### イ 設計業務

工事の実施にあたり、必要となる平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添一第一項 に掲げる業務

#### (4) 校舎構造

鉄筋コンクリート造(階層は特に設定しないが延床面積は 2,665 m<sup>2</sup>以内とする)

### 4 整備に関する条件等について

#### (1) 施設整備箇所

5(4)で指定する建築可能箇所に、整備するものとする。

#### (2) 整備内容

校舎内に最低限整備する主な教室等は以下のとおりとする。

No.	教室等名称	備考	
	普通教室	小学校分6教室、中学校分3教室、特別支援学級1教室	
1		1 教室の面積は 56 ㎡以下とする。	
2	校長室	校長先生は1名。	
3	職員室・事務室	学校事務を行う職員の環境にも配慮する。	
4	保健室		
(5)	理科室	小中学生共用とする。	
6	音楽室	特別教室については、教材や備品を収納できる準備室に   ついても整備する。	
7	技術室 (図工室)	保健室については、エアコンを整備する。	
8	家庭科室	「休健主については、上ノコンを登開りる。	
9	放送室	小中学生共用とする。	
10	図書室	隣接しての整備または同じ空間での使用とする。	
(1)	コンピュータ室	コンピュータ室内にはエアコンを整備する。	
12	配膳室	必要階に整備する。	
13	多目的スペース	集会及び小規模な体育館として使用する。	
14)	トイレ	必要階に整備	
15	その他	手洗い及び給水を行える設備を整備する。	
15		可能な限りユニバーサルデザインの対応とする。	

<sup>※</sup> 以上の教室等以外にも学校教員や児童生徒が校舎を使用する上で、利便性が高いと 思われる施設の整備を考慮する。

#### (3) 外構工事

- ・駐車場の整備(以下の台数を駐車できるスペースを確保する。) 来客用として普通自動車10台程度(うち1台分は障がい者用) 教員用として普通自動車20台程度
- ・校庭の整備(遊具の設置は考慮しないものとする。) 校舎、ポンプ室、駐車場等以外の面積は、校庭として整備する。
- (4) 清潔性の維持及び安全性の確保のための工夫 傷つき難い素材、汚れ難く清掃しやすい素材、耐久性の高い素材を導入すること。
- (5) 電気、水道、排水先等の確保について 関係法令を遵守しつつ、必要設備を適宜整備するものとする。 建設地は上水道が整備されていない地区であるため、井戸水の使用となる。 そのため、地下水を汲み上げ、ろ過するポンプ室(機械室)を校舎とは別棟に建設する。
- (6) 特殊基礎

地表から約10mの深さまでが粘土層及び砂礫層、それ以深は軟岩と想定している。

- (7) 特殊な工法及び材料の選定は避けること。
- (8) 供用開始時(平成33年度)の施設利用者は以下の内容を参考にすること。 ※ 児童生徒数は平成29年5月1日現在における住民基本台帳からの推移

利 用 者	人 数
教職員(用務員含む)	20 人
児 童	80 人(1 学年約 10~20 人)
生 徒	40 人(1 学年約 15 人)
合 計	約 140 人

#### 5 整備予定地等について

(1) 所在地

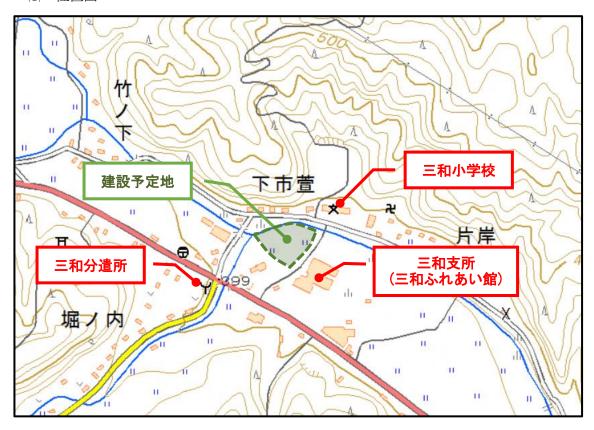
福島県いわき市三和町下市萱字竹ノ内(地番:178-1、186-1、227、228、229) 三和支所(三和ふれあい館)北西部の水田

(2) 土地の所有状況

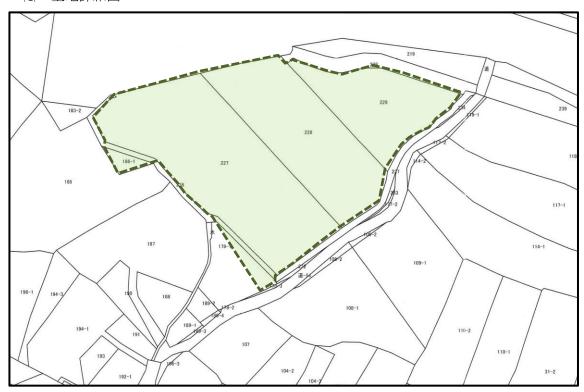
平成30年3月にいわき市へ所有権移転予定

※ 取得予定の用地5筆のうち「地番:178-1」については、分筆を行い、その一部 を取得する。

# (3) 位置図



# (4) 土地詳細図



#### (5) 建設可能箇所

校舎等は左図((4)図)の点線の範囲(緑色部分)に整備すること。(約8,000 ㎡) また、同敷地内には井戸水を汲み上げるポンプ室(機械室)及び駐車場(来賓用、 職員用)を整備すること。

なお、校舎等建設予定地の形状(高さ)については、標高 394.5mを基準に整地する ものとして、配置計画等を行うこと。(別図「敷地造成測量実測平面図」参照)

- (6) 校舎建設地周辺の状況 (予定)
  - ・現三和小学校校舎は新校舎建設後に解体を予定しているが、三和小学校屋内運動場 及びプールは改修を行い、今後も使用する。

(現三和小学校校舎解体後の敷地の具体的な利用については、現在検討中である。)

- ・授業等で三和ふれあい館内の施設の使用を検討しているため、建設校舎からの最短 の移動ルートを検討する必要がある。
- ・現三和中学校については、新校舎の供用開始後に施設の利活用について検討する。

#### 6 設計の基本要件(適用基準等)

- (1) 設計は建築基準法及び関係法令等、日本建築学会各種基準・指針等に適合させること。
- (2) 設計標準仕様は次の基準を適用することとする。
  - ・公共建築工事標準仕様書〔建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編:最新版〕 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- (3) その他
  - ・ 本設計及び工事に必要な関係法令等を適合させること。並びに発注者や関係する 機関との協議を行うこと。
  - ・ 多人数が利用する施設であるため、防火性等を考慮し、発注者が特に認めた事項 以外は本市都市計画区域内(防火・準防火区域外)の法仕様とすること。

#### 7 その他要件等

限られた経費の中で、最大限効果的な整備を行うものとする。

また、工事中や完成後の周辺環境の影響を最小限に抑えるとともに、本書及び現地調査等により、建設場所の特性等を把握するなどを行い、次の点に留意すること。

- (1) 建設予定地における効率的な施設配置及び機能的な諸室配置について ア 建設施設内外の各種動線と校内各教室及び本校舎の配置計画について配慮された ものとする。
  - イ 近隣の三和ふれあい館との往来がしやすい進入路を検討する。

- ウ 小中一体型校舎の特性を活かし、児童生徒が合同で学習できる環境として、共に 使用できる交流スペース(多目的スペース)を確保する。
  - ※ 以上の交流スペースは1学年が軽微な運動を行うことが可能なスペースとして も使用する。
- (2) 児童生徒の安全・安心、周辺地域に配慮した校舎等整備について
  - ア 地域のあらゆる世代が校舎を利用することを想定し、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮された校舎設計とする。
  - イ 災害時の避難施設としての利用にも配慮されたものとする。
  - ウ 地元産木材を使用した、木の温かみのある精神面にやさしい空間を整備する。
  - エ 少子化が進行した場合の空き教室の発生を考慮し、教育施設以外に転用が可能な 施設整備の検討を行う。
- (3) コスト縮減、工期短縮の手法について
  - ア 工事の省力化と費用縮減の手法について配慮されたものとする。
  - イ 施設の維持管理におけるコストが縮減され、維持管理しやすいものとする。
  - ウ 工期短縮の計画及び工事期間中の周辺住民への対応を検討する。
  - エ 概算工事費について検討されたものとする。

以上の事項を踏まえ、関係法令等遵守するとともに、必要に応じ、諸手続きを適正に 行うこと。